**○環境省告示第百十三号**

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、きょくとうさそり科全種等の防除に関する件（平成十八年二月環境省告示第四十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

**○環境省告示第百十四号**

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、アカカミアリ等の防除に関する件（平成十八年二月環境省告示第四十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

**○環境省告示第百十五号**

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、テナガコガネ属等の防除に関する件（平成十八年二月環境省告示第四十二号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

**○関東地方整備局告示第四百十三号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十四日

関東地方整備局長　菊川　滋

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 十六号 | 川越市新宿町一丁目八番二六から同市新宿町一丁目八番七まで | 関東地方整備局及び同局大宮国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十二年十二月十四日

**○環境省告示第百十六号**

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、セイヨウオオマルハナバチ等の防除に関する件（平成十八年二月環境省告示第四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

**○環境省告示第百十七号**

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、ボタンウキクサ等の防除に関する件（平成十八年二月環境省告示第四十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

**○環境省告示第百十八号**

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、スパルティナ・アングリカの防除に関する件（平成十八年二月環境省告示第四十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

**○関東地方整備局告示第四百十四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十四日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十九号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 長野市大岡甲五二九四番一から同市大岡甲五二八八番一まで | 前 | 一一・三六～一四・五六メートル | 〇・一六〇キロメートル |
| | 後 | 一一・三六～二一・二四メートル | 〇・一六〇キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

**○関東地方整備局告示第四百十五号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十四日

関東地方整備局長　菊川　滋

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 十九号 | 長野市大岡甲五二九四番一から同市大岡甲五二八八番一まで | 関東地方整備局及び同局長野国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十二年十二月十四日

**○九州地方整備局告示第百四十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十四日

九州地方整備局長　岡本　博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 大分市大字宮崎字スカワ六五四番一から同市大字宮崎字延命一三七九番一まで | 前 | 二五・三〇～六四・八〇メートル | 〇・四五六キロメートル |
| | 後 | 二五・三〇～六四・八〇メートル | 〇・四五六キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

**○九州地方整備局告示第百四十二号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十四日

九州地方整備局長　岡本　博

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 十号 | 大分市大字宮崎字スカワ六九二番一から同市大字延命一三七九番一まで | 九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十二年十二月十四日